

□ 案件概要

建築基準法第51条ただし書の規定による許可をするに当たり、その敷地の位置について府都市計画審議会に付議するものである。

施設名称	位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設	京田辺市大住濱及び池島の各一部	約5,396㎡	[処理施設の処理能力] 破砕施設（新設） ・廃プラスチック類 132.06 t/日 ・木くず又はがれき類 268.71 t/日

□ 理由

京田辺市の工業専用地域内において、廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破砕を行う産業廃棄物処理施設を新設するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定により許可をしようとするものである。

□ 位置図

